

■ 特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領－建設分野の基準について－
 (平成31年3月法務省・国土交通省編)

試験区分 建設分野特定技能1号評価試験(土木)等

業務区分 土木

別表 6-2

業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業等に従事
主な業務内容	① 型枠施工 ② コンクリート圧送 ③ トンネル推進工 ④ 建設機械施工 ⑤ 土工 ⑥ 鉄筋施工 ⑦ とび ⑧ 海洋土木工 ⑨ その他、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業
想定される関連業務	① 原材料・部品の調達・搬送 ② 機器・装置・工具等の保守管理 ③ 足場の組立て、設備の掘り起こしその他の後工程の準備作業 ④ 足場の解体、設備の埋め戻しその他の前工程の片付け作業 ⑤ 清掃・保守管理作業 ⑥ その他、主たる業務に付随して行う作業

(参考) 「土木施設」とは、一般に、土地に定着する工作物のうち建築物以外のものを広く含む概念であると解されており、道路、公園、河川堤防、港湾施設、空港滑走路等がその代表的なものです。

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領－建設分野の基準について－」第1

特定技能1号(土木)の試験が免除となる技能実習2号

別表 6-1 (建設)

職種	作業
さく井	パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
とび	とび作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
建設機械施工	押土・整地作業、積込み作業、掘削作業、締固め作業
鉄工	構造物鉄工作業
塗装	建築塗装作業、鉄橋塗装作業
溶接	手溶接、半自動溶接